

令和元年6月11日

地域育成会 会長 様
施設保護者会 会長 様
広島県特別支援教育研究連盟 会長 様
広島県知的障害者福祉協会 会長 様

一般社団法人広島県手をつなぐ育成会
会 長 金 子 麻 由 美

第45回広島県知的障害者福祉大会・第18回はつらつ大会（本人大会）
（呉大会）

被表彰者の推薦について（依頼）

平素は本会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、11月17日（日）に開催される、第45回広島県知的障害者福祉大会・第18回はつらつ大会（本人大会）（呉大会）において表彰状および感謝状の贈呈を行うこととしております。つきましては、別添の表彰規程に基づき、表彰状および感謝状の対象者を選出いただき、別紙の推薦書をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、被表彰決定者には、10月初旬ごろ、各個人に表彰式参列のご案内をいたします。

記

1. 表彰推薦基準

- ※ 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会表彰規程による。（別紙）
- ※ 現在までに、中国（四国）大会・県大会で表彰されている方は除く。
- ※ 「第3条の「主として自らの収入により生活している者」の「収入」とは、就労による収入を意味するものとする。
- ※ （表彰該当の資格） 第5条の「通算20年以上経過した者」とは・・・
所属の会の役員を10年以上していることを条件とし、業績を重視する。
- ※ （感謝該当の資格） 第6条の「通算20年以上経過した者」とは・・・
20年以上の方から業績を重視して選ぶ。
施設・・・無認可の時も含める。開設当時の苦労を考慮する。
学校・・・特別支援学級・学校担任・特別支援教育研究会役員年数を含む。
- ※ 被表彰者数・・・県全体で10名程度

2. 推薦方法

別紙、「表彰者推薦書」によってお願いします。

3. 締 切 令和元年 8 月 30 日（金） FAX で送付ください。

4. 回答先 〒733-0004
広島市西区打越町17-27 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会
TEL (082) 537-1773 **FAX (082) 537-1778**

表彰規程

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成

(趣旨)

第1条 知的障害児・者の教育・福祉の進展に寄与し、また啓発活動に尽力するなどその功績が顕著な者、及び知的障害者で自立している者に対して広島県手をつなぐ育成会会長(以下「本会会長」という。)が表彰または感謝の意を表する。

(表彰・感謝)

第2条 この規程による表彰または感謝は、広島県知的障害者福祉大会でこれを行うものとする。

2 表彰または感謝は、本会会長の表彰状・感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰する者は、広島県内各手をつなぐ育成会(親の会)及び知的障害児・者施設保護者会に所属する親で、本会及び各会の充実発展に貢献しその功績が顕著な者、及び知的障害者で自立し、他の模範となる者(主として自らの収入により生活している者)とする。

(感謝の対象)

第4条 本会会長が感謝の意を表する者は、つぎの各号に定める者を対象とする。

- 1 知的障害児教育に貢献し、その功績が顕著な者
- 2 知的障害児・者の施設職員で、その功績が顕著な者
- 3 知的障害者の雇用に協力して、その功績が顕著な者
- 4 以上のほか、本会及び各会の充実発展に貢献し、その功績が顕著な者

(表彰該当の資格)

第5条 県内で通算20年以上経過した者で、所属育成会(親の会)及び施設保護者会より推薦された者。ただし知的障害者の自立については、期間を通算10年以上とする。

(感謝該当の資格)

第6条 感謝に該当する者の資格は次の各号に定めた条件を具備するものとする。

- 1 知的障害児の教育に従事し通算20年を経過した者で関係育成会より推挙された者
- 2 知的障害児・者の施設に勤務し通算20年を経過した者で施設保護者会より推挙された者
- 3 知的障害者を雇用している事業所で、広島県特別支援教育研究連盟及び広島県知的障害者福祉協会より推挙されたもの
- 4 以上のほか、理事会で推挙された者

(審査委員会)

第7条 表彰または感謝該当者の審査は、会長の委嘱する表彰審査委員会による。

附 則

- 1 この規定は、昭和63年5月19日から施行する。
- 2 この改正は、平成7年7月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成18年5月28日から施行する。
- 4 この改正は、平成25年4月1日から施行する。